

# はじめに

日本建築学会（以下、本会という）において、建築倫理用の教材を編集するというのは、今回が初めてである。本会以外の理工系学界では、土木学会が、この分野でさまざまな努力をしているが、技術士会のさまざまな翻訳作業も先進的な作業として貴重である。すでに土木学会は、本会より3か月早く教科書をまとめている。また、青山士による日本で初めての倫理要綱「信条と実践綱領」は、戦前に他の学会に先駆けて作成されたものであり、その内容の高潔さにおいても、高く評価されるものである。土木学会は、工学系学会の中で、倫理教育についてのリーダー的な役割を果たしてきた。本会の倫理教材の編集に対し、よい先導者であり、刺激も与えてくれた。初めに記して、深い敬意と謝意を表明しておきたい。

ここでは、「この教材が編集されるにいたった経緯」と「この教材の使い方」、授業科目で使用した場合の「採点評価の方法」などについて簡単に言及する。

## 教材編集の経緯

本教材を作成する動きが始まったのは、今から5年ほど前である。当時、国際建築家連合（UIA）のPPC職能実務委員会において、建築家の国際的相互承認を目的として、各国の資格制度や教育制度の相互調整へ向けた動きが始まっていた。

本会は、日本の建築教育が国際的に孤立しないよう、日本建築家協会（JIA）のお世話になりながら、日本の建築教育の実情とその特色について説明に努めていた。いっぽう、日本の技術者教育の改革を目指した技術者教育認定機構（JABEE）の発足もあり、本会としても、JABEEに積極的に参加することになった。

UIAの動きもJABEEの設立もグローバルな教育の相互調整を目指しながらも、同時に各国の高等教育改革を目指したものであり、これは、世界的な教育改革強化の動向を背景にしている。UIAもJABEEもその教育評価の中に、倫理教育の実施を要求しているが、これは、国際的に専門家の教育が重要になりその教育の中で、倫理教育が重視されているということである。複雑化する現代社会では、個々の専門家の倫理が重要になってきているためであり、日本の建築教育の中でも従来は制度化されていなかった倫理教育をいかに現行の教育の中に組み込んでいくかが、当面の課題として取り組まざるをえなくなってきたのである。

JABEEは、すでにワシントン/アコード（英語圏の技術者教育相互承認協定）に加盟すべく、準備をすすめており、日本の技術者教育の国際的承認を図っている。教育の国際的同等性の承認が、その専門家の国際的相互承認の基盤として考えられているのである。

私達の建築教育が、倫理教育をベースとして構築されない限り、こうした国際的な動向に遅れをとることになるであろう。

本建築倫理用教材は、日本の建築教育のこうした国際環境変化に対応すべく円滑に

倫理教育を行いうるよう編集されている。その中心的なテーマは、建築専門家の倫理的責任の重要性と事故や失敗を起こさないためには、専門家がその専門知識に通暁し間違いのない仕事をする必要を理解することである。建築の学習においては、そうした覚悟を基礎に、しっかりと専門知識を身につけていただきたいということである。また、これから国際化される世界の中での専門業務の遂行にあたり、西欧の専門家に負けない高潔な倫理観を学習していただきたいということでもある。

編集作業をスタートしたものの、作業は遅延として進まず JABEE の教育認定の始動にもかかわらず、その教育認定の初年度には間に合わない状態で、教材完成は火急の要求となってきた。

2002年9月の本会大会（金沢）時に、内井氏が急逝され、結局この教材の完成をお見せすることができなくなってしまった。深くお詫びすると同時に、多忙であった内井氏のご協力について深く感謝の意を、表明させていただきたい。

### 本教材の使い方について

本教材は、授業の教材としても使いうるよう考へると同時に、読み物としても読めるような体裁にしてある。できる限り、分りやすく書いているつもりである。あらかじめ学生に読んでもらい、感想を聞いて少しでも読みやすいように書き直したりしている。倫理教育を教える先生などいないという場合には、学生の自学自習によってでも学習できるように考へたものである。

もし、誰かが担当されるのであれば、その教員にはやる気のある方にお願いしたいし、もし、どんな人がよいかということになれば、ある程度まで高齢で、人生経験豊かで、それぞれの建築学科卒業生の実務の実情を知っている人が好ましいのではないかと考えている。また、本教材の使い方としては、全文を読ませて学生が関心を持ったことについて、自分の意見についてのレポートを書かせたり、クラスで討議をしたりしていただきたい。

本書の中心的なテーマは、日本の技術者に見られる「積極的な倫理」である。また、さまざまな事故事例に学ぶことも大切であると考えている。できれば副教材として、NHK のプロジェクト X のビデオやその書籍、またさまざまな事故事例の資料などを供えていただくとよい。

この授業について、普通の授業のような試験をすることは、なじまないと思うので、どうしてもしなければならない評価をする場合には、その学生の学習目標として何を掲げ、それを着実に学習しているかどうかなどを考慮していただきたい。また、JABEE の認定基準の中にある、学生の学習進捗の自己評価などと組み合わせて考えていただくのもよいのではないかと思う。

2003年10月

日本建築学会

# 建築倫理用教材

## 目 次

### はじめに

#### I 総 論

第1章 建築倫理の概要 .....	1
第1節 建築倫理の定義、位置付け、意義 .....	1
1) 建築倫理の定義 .....	1
2) 建築教育の中での位置付け .....	1
3) 建築倫理を学ぶ意義 .....	2
4) むしろ苦労を引き受けることである .....	2
第2節 倫理教育の可能性 .....	3
1) 倫理教育は、すでに大学生になってからでは遅いか .....	3
2) 知識と行動 .....	3
3) 自分の将来の問題として考えてみる .....	3
4) 建築倫理学習の心構え .....	4
5) 「師の姿を見て学ぶ」倫理教育 .....	4
6) 幼児期に刷り込まれる <sup>しつけ</sup> 美教育の意義 .....	4
第3節 建築専門家の倫理 .....	5
1) 日常的な道徳と専門家倫理 .....	5
2) ホーリスティックな建築教育の倫理的な意味合い .....	6
3) 専門家の責任が重くなる社会の到来 .....	6
4) 建築専門家の倫理行動とその障壁 .....	7
5) 刷り込まれた道徳観と、倫理の実践 .....	7
第4節 建築教育における倫理教育について .....	8
第5節 個人倫理の分水嶺 .....	12

第2章 事事故例に学ぶ .....	14
-------------------	----

第1節 多発する建築技術の事故 .....	14
1) 事例1 チャレンジャー号墜落事故 専門家倫理の厳しい事例 .....	14
2) 専門家倫理の厳しさ .....	15
3) ポイジョリーに学ぶ、組織の中の行動 .....	16
4) 事例2 ニューヨーク、シティ・コープ・タワーの補修工事 .....	16
5) 事例3 ボストンのジョン・ハンコック・タワーのガラス崩落事故 .....	18
6) 事例4 八王子市内公的分譲住宅の欠陥問題 .....	21

第3章 建築倫理の基礎 .....	23
-------------------	----

第1節 倫理と倫理学の基礎概念 .....	23
-----------------------	----

1) 倫理と道徳	23
2) 法と道徳	24
3) 建築士法	24
4) 建築士法と建築基準法	24
5) 責任と義務の類似概念	25
第2節 西欧の倫理基盤	27
1) 德目と戒律	27
2) キケロの「義務について」	27
3) かならずしも、世に認められないが、それでよい	29
第3節 古代ギリシャ哲学と旧約聖書の「モーゼの十戒」	29
1) ソクラテス	29
2) 旧約聖書（出エジプト記）の「モーゼの十戒」	30
第4節 東洋の古典における倫理	31
1) 論語の九思	31
2) 老子の思想	32
 第4章 システムの倫理	33
第1節 個人の倫理とシステムの倫理	33
1) 個人の倫理が基本	33
2) システム倫理の二つの側面	33
第2節 個人の倫理とシステムのポリシーとの対立	34
第3節 土木技術者の「信条と実践要綱」	35
第4節 システム倫理の分水嶺	36
第5節 システムとしての倫理遵守	36
 第5章 日本人の倫理について考える	38
第1節 日本人の倫理基盤	38
1) キリスト教の倫理と日本人の心性	38
2) 許す文化の倫理と法規範	38
第2節 現代の技術者に見る「積極的な倫理」	39
1) 技術者達の倫理観	39
2) 技術者達の心情、誇りと満足	41
3) システムの中の個人とシステムのポリシーとの葛藤	42
4) 変化する「組織の中の専門家」	42
第3節 日本の組織の不祥事隠ぺい傾向とその克服について	43
1) 監視制度の構築と情報公開	44
2) 繙続的点検見直しの制度化	44

## II 各 論

第6章 建築専門家倫理の諸条件 .....	45
第1節 ウィトルーウィウスの建築書 ローマ時代の古典に学ぶ .....	45
第2節 ホーリスティックな建築教育 .....	47
第7章 建築実務と建築倫理の諸条件 .....	49
第1節 建築物と建築技術の特質と建築倫理 .....	49
1) 建築物は巨大で土地に定着している .....	49
2) 寿命が長い .....	49
3) 自然や気象条件に対するシェルターとして、多くの人々の生活空間を作り出す .....	49
4) 建設費が高価であり、建設に時間と費用がかかる。また、エネルギー消費量が大きい。維持費用にもお金がかかる .....	49
5) 外観および内部の美的デザインが求められる .....	50
6) 建築物全体としての性能があいまいである .....	50
7) 生産の工程を特色として .....	50
第2節 建築専門家の業務と倫理 .....	50
1) 建築企画 .....	50
2) 建築設計 .....	50
3) 建築構造 .....	51
4) 建築環境 .....	51
5) 建築生産 .....	51
第3節 所属組織による倫理の条件 .....	51
1) 建設会社、その他の企業 .....	51
2) 建築設計事務所 .....	52
3) 公的機関 .....	53
4) 教育研究機関 .....	53
第4節 職人と商人の言葉とその生き方 .....	53
第8章 住宅建築工事のトラブル事例 .....	58
1) 雨漏りのはなし .....	58
2) 設計者、施工者の能力不足 .....	59
3) 技術的な失敗例のいろいろ .....	60
第9章 法令と倫理綱領 .....	63
第1節 建築専門家を取り巻く倫理綱領、行動規範 .....	63
第2節 建築にかかわるさまざまな法務相談、裁判事例 .....	70
第3節 法令、建築専門家にかかる法令とその要点 .....	72
1) 建築基準法 .....	72

2) 民 法 .....	72
3) 著作権法 .....	73
4) 独占禁止法 .....	74
5) 国家公務員倫理法 .....	74
6) 建設業法 .....	75
7) 環境基本法 .....	75
8) 文化財保護法 .....	76
9) 職業安定法 .....	76
10) 公益通報者保護法 .....	76
第10章 保険制度による補完 .....	77
第1節 鬼頭梓「師、前川國男の教えに学ぶ」 .....	77
第2節 建築家賠償責任保険制度の概要 .....	78
第3節 保険事故事例に学ぶ .....	79
第11章 教訓と戒め .....	82
最終章 これからの建築倫理展望 .....	85
1) 地球環境問題と建築倫理 .....	85
2) 建築物の巨大化と建築技術の巨大化 .....	85
3) 少子高齢化の進展と建築倫理 .....	85
4) 国際化の進展と、建築文化の国際化 .....	86
5) 英米文化の社会的影響 契約と信認 .....	86
6) 対物倫理と世代間倫理の尊重 .....	86
7) IT化社会への適応 .....	87
8) 設計思想の独善化からの脱却 .....	87
9) 倫理教材改定の必要 .....	87
付属資料1 日本技術者教育認定基準 .....	89
付属資料2 UIAと建築教育－所見と勧告（仮訳） .....	91
おわりに .....	